

申請方法の一部改正の詳細

変更点 1（申請者以外の者が申請者に代わり撃退装置を購入する手続を追加）

改正前：申請の際、申請者の氏名が記載された領収書を添付



改正後：申請者の依頼に基づき、申請者以外の者（**申請者の配偶者又は2親等内の親族（※）**に限る。以下「代理購入者」という。）が申請者に代わり撃退装置を購入したときは、申請者の氏名が記載された領収書に代えて、代理購入者の氏名が記載された領収書を申請の際に添付することが可能。この場合、領収書のほか、「申請者と代理購入者の続柄が確認できる公的書類の写し（戸籍抄本等）」及び「補助対象経費に関する申告書兼個人情報収集に関する同意書」（要綱別記様式第1号の2）を添付
(要綱6-5参照)

※ 申請者の2親等内の親族とは、申請者の子、孫及び兄弟姉妹並びにその配偶者を指します。

※ 申請者本人による購入の場合は、これまでどおり申請者の氏名が記載された領収書が必要です。

変更点 2（撃退装置に係るカタログ等の写しの添付不要!）

改正前：申請の際、撃退装置のカタログ又は取扱説明書等の写しを添付



改正後：申請の際、撃退装置のカタログ又は取扱説明書等の写しの添付**不要**

以上の変更に伴い、「特殊詐欺電話撃退装置購入費補助金交付申請兼実績報告書」（別記様式第1号）の様式も一部変更（裏面のみ）になるため様式の差し替えをお願いします。

また、変更点1に関し、改正前同様、申請者はあくまで65歳以上の高齢者であり、**補助金振込先口座は申請者の口座**になることに御注意ください。